

集乳業務担当者が衛生管理区域に出入りする際の留意点

平成23年11月 9日

社団法人 中央酪農会議

家畜伝染病予防法及び飼養衛生管理基準には、衛生管理区域及び畜舎の出入りの際、車両、手指及び靴の消毒をすること定められている。このため、集乳する場合は、以下の例示を参考に車両等の消毒を行うこととする。

なお、酪農家の消毒設備を利用することができない場合は、消毒設備（車両用、手指用、靴用）を携行することにより対応する。

1. 衛生管理区域の出入りの際の集乳車の消毒

(1) 車両用消毒ゲート、車両用消毒槽又は消石灰帯の場合

集乳業務担当者は、車両を消毒ゲート又は消毒槽等を通し、消毒する。

(2) 消毒薬噴霧器の場合

集乳業務担当者は、車両のタイヤ回りを衛生管理区域の出入口付近に酪農家が設置している（又は携行している）消毒薬噴霧器を用いて消毒する。

2. 衛生管理区域及び畜舎の出入りの際の手指及び靴の消毒

(1) 手指の消毒又は洗浄

集乳業務担当者は、手指を石鹼等で洗浄又は消毒スプレー等を用いて消毒する又は使い捨ての手袋を使用する。

(2) 靴の消毒

集乳業務担当者は、靴を消毒薬噴霧器、踏込消毒槽又は消石灰帯等を用いて消毒する又はブーツカバーを使用する。

3. 感染ルート等の早期特定のための記録

(1) 集乳業務担当者は、衛生管理区域及び畜舎内に置いてある記録簿に氏名、所属及び消毒の実施の有無を記録する。ただし、集乳伝票等にこれらの項目を記載している場合は、記録に代えることもできる。

※ 消毒の実施の有無の記録については義務とはなっていないが、消毒を実施した証拠となるため、記帳する。

(2) 集乳事業者は、集乳業務担当者が海外から帰国した場合、1週間は集乳業務を行わないような体制づくりに努める。やむを得ず集乳担当者が集乳業務を行う場合は、衛生管理区域内に置いてある記録簿に1週間以内に滞在したすべての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を記帳する。

4. 使用する消毒剤について

使用する消毒剤は、別添の「農場への口蹄疫の侵入を防ぐために～消毒薬の作り方と使い方～」（農林水産省）を参考とする。

5. その他

- (1) 集乳担当者は、使用した消毒剤が生乳に混入しないよう注意する。
- (2) 集乳事業者は、集乳業務担当者に対して、1～3について実施するよう指導する。
- (3) 農協担当者等は、酪農家に対して衛生管理区域内に記録簿を置くよう指導する。

【参考】

家畜伝染病予防法

(消毒設備の設置等の義務)

第8条の2 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めるところにより、畜舎その他の農林水産省令で定める施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

2 前項の設備が設置されている同項の施設に入る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒するとともに、当該施設を持ち込む物品であって農林水産省で定めるものを消毒しなければならない。

3 第1項の設備が設置されている同項の施設の敷地に車両を入れる者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

農場への口蹄疫の侵入を防ぐために ～消毒薬の作り方と使い方～

口蹄疫の発生を防ぐためには、各農場の飼養管理・衛生管理を徹底して、ウイルスの侵入を防ぐことが大切です。

常日頃から農場を訪問する車両、持ち込む器具等は必ず消毒し、関係者以外の農場への立ち入りは控えましょう。

また、飼養する家畜の健康観察を毎日丁寧に行い、おかしいなと思ったらすぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

I 消毒時の留意点

- 1 次の場所で消毒を行ってください。
 - (1) 農場入口（農場に入る前に全ての車両や器具等の消毒）
 - (2) 農場内の外部車両が停車する場所
 - (3) 畜舎出入口の踏み込み槽（汚れたら直ちに交換してください）
 - (4) 畜舎周囲・農場外縁部
- 2 消毒時には次のことに注意してください。
 - (1) 消毒する前に泥や糞便などを落としてください。
 - (2) 種類の違う消毒薬を混ぜて使わないでください。（効果が低下することがあります）
 - (3) 消毒薬が汚れた場合には直ちに交換してください。また、汚れていなくても定期的に交換・散布してください。

II 消毒薬の種類

1 4%炭酸ナトリウム液（別名：4%炭酸ソーダ液）

- (1) 使用場所
 - ・農場入口（農場に入る前に全ての車両や器具等の消毒）
 - ・畜舎出入口の踏み込み槽（汚れたら直ちに交換してください）
- (2) 作り方

炭酸ナトリウムの量 (Na_2CO_3)	水の量	容器の参考例
80 g	2 リットル	2 L のペットボトル
100 g	2.5 リットル	
200 g	5 リットル	
400 g	10 リットル	
720 g	18 リットル	
1 kg	25 リットル	一斗缶（普通の石油缶）
7.2 kg	180 リットル	ドラム缶

- (3) 取扱上の注意
 - ホルマリンとは混ぜないでください。

2 消石灰

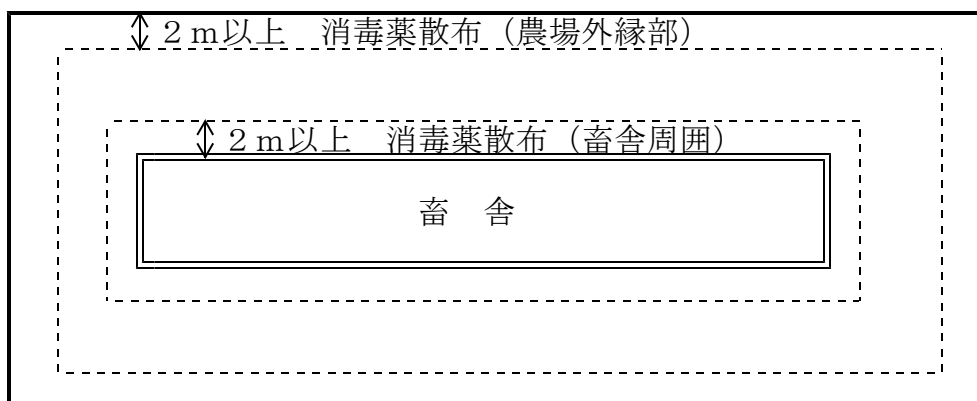
(1) 使用場所

- ・農場内の外部車両が停車する場所
- ・畜舎周囲・農場外縁部

(2) 使用方法

- ・0.5～1 kg/m²を目安にホウキ等で均一に広げる
(20～40 m²当たり消石灰1袋20 kg)
- ・地面の表面がムラなく白くなる程度

【畜舎周囲・農場外縁部での散布のイメージ】



(3) 取扱上の注意

散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋等を着用してください。

3 その他の消毒薬

(1) 使用場所

- ・農場入口（農場に入る前に全ての車両や器具等の消毒）
- ・畜舎出入口の踏み込み槽（汚れたら直ちに交換してください）
- ・畜舎周囲・農場外縁部

(2) 使用方法と取扱上の注意

製品に記載または添付されている説明書をよく読んでお使いください。
(使用方法等の詳細については製造販売業者にお問い合わせください。)

【参考】口蹄疫ウイルスに効果があるとされている消毒薬

分類	商品名	効果が認められる最高希釈倍数(注)
ヨウ素系消毒薬	クリンナップA	400倍
	ファインホール	400倍
	バイオシッド30	1,000倍
塩素系消毒薬	アンテックビルコンS	2,000倍
	クレンテ	2,000倍
	スミクロール	1,000倍
アルデヒド系消毒薬	グルタクリン	800倍
複合消毒薬	アリバンド	400倍
NaOH添加消毒薬	クリアキル-100(NaOH添加)	2,000倍

注：感作条件は室温 30分、その他条件は以下の論文を参照ください。
承認された用法・用量の範囲内で効果が認められる最高希釈倍数。

「口蹄疫ウイルスに対する市販消毒薬の効果」

日本獣医師会雑誌 55巻9号 p.575-579 (2002) より改変

—お問い合わせ先—

消費・安全局動物衛生課 ダイヤルイン：03-3502-5994 FAX：03-3502-3385